

## 子供の貧困対策に関する大綱の概要

子どもの貧困対策の推進に関する法律  
(平成 26 年 1 月 17 日施行)

## 【子どもの貧困対策を総合的に推進するための枠組みづくり】

国 → **子どもの貧困対策に関する大綱の策定**  
都道府県 → 都道府県子どもの貧困対策計画の策定 (努力義務)

## 子供の貧困対策に関する大綱 (平成 26 年 8 月 29 日閣議決定)

## 【目的・理念】

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

## 10の基本的な方針

- 1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成をめざす。
- 2 第一に子供に視点を置いて、切れ目ない施策の実施等に配慮する。
- 3 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- 4 子供の貧困に係る指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- 5 教育の支援では、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置づけて、総合的に対策を推進するとともに、教育費の負担の軽減を図る。
- 6 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- 7 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子供に示すことなど教育的な意義にも配慮する。
- 8 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- 9 官公民の連携等によって、子供の貧困対策を国民運動として展開する。
- 10 当面今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

## 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困に関する情報の収集・蓄積・提供

## 子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 5.3%
- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率 32.9%
- 生活保護世帯に属する子供の就職率
  - ・中学校卒業後の進路 就職率 2.5%
  - ・高等学校等卒業後の進路 就職率 46.1%
- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率
  - ・中学校卒業後の進路 進学率 96.6% 就職率 2.1%
  - ・高等学校等卒業後の進路 進学率 22.6% 就職率 69.8%
- ひとり親家庭の子供の就園率 (保育所・幼稚園) 72.3%
- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率
  - ・中学校卒業後の進路 進学率 93.9% 就職率 0.8%
  - ・高等学校等卒業後の進路 進学率 41.6% 就職率 33.0%
- スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率
  - ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人
  - ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合  
小学校 37.6%、中学校 82.4%
- 就学援助制度に関する周知状況
  - ・進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.9%
  - ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 61.0%
- 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合
  - ・無利子 予約採用段階：40.0% 在学採用段階：100.0%
  - ・有利子 予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%
- ひとり親家庭の親の就業率
  - ・母子家庭の就業率 80.6%、父子家庭 91.3%
- 子供の貧困率 16.3%
- 子供がいる現役世代のうち大人が1人の貧困率 54.6%

## 指標の改善に向けた当面の重点施策

- 1 教育の支援
  - 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
  - 教育費負担の軽減
  - 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
  - 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 等
- 2 生活の支援
  - 保護者の生活支援
  - 子供の生活支援
  - 関係機関が連携した支援体制の整備
  - 支援する人員の確保 等
- 3 保護者に対する就労の支援
  - ひとり親家庭の親の就業支援
  - 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
  - 保護者の学び直しの支援
  - 在宅就業に関する支援の推進 等
- 4 経済的支援
  - 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し。
  - ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
  - 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
  - 養育費の確保に関する支援 等
- 5 その他
  - 国際化社会への対応

## 施策の推進体制等

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組みの支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 等